

個別報告

# 統一ドイツにおける東ドイツ独裁の検証と「過去の克服」の行方<sup>1</sup>

福永美和子

## はじめに

20世紀のドイツは、ナチ・ドイツと東ドイツという二つの独裁を経験した。第二次世界大戦後のドイツでは、様々な分野でナチ時代の過去に起因する政治的、社会的な諸問題との取り組みが続けられてきた。この営為は「過去の克服 (Vergangenheitsbewältigung)」や「想起の文化 (Erinnerungskultur)」と呼ばれている。東ドイツの独裁体制の崩壊後は、同様に東ドイツ時代の歴史を検証する取り組みも行われている。

本稿では、2019年にベルリンの壁の崩壊、そして2020年に東西ドイツの統一から30周年という節目を迎えたことを踏まえて、まず、統一ドイツで東ドイツ独裁の過去の検証がどのように進められてきたかを振り返り、続いて「第二の過去の克服」とも言うべきこの取り組みが、どのような特徴をもち、いかなる問題点をはらんでいるかを、ナチ時代の「過去の克服」と比較しながら論じる。最後に、統一後のドイツで「過去の克服」をめぐる生じた新たな課題、そして最近のドイツやヨーロッパで「過去の克服」を取り巻く状況が大きく変わりつつある現状を取り上げ、その行方について述べたい。

## 1. 統一ドイツにおける東ドイツ独裁の検証の展開

まず、社会主義統一党 (SED) が支配した東ドイツ独裁の検証を、第一に秘密警察シュタージ (国家保安省) の活動の究明、第二に東ドイツの体制犯罪の訴追、第三に SED 独裁の被害者の復権と補償、第四に東ドイツに関する歴史研究と想起政策 (Erinnerungspolitik) の4つの分野について概観する。

SED の「盾と剣」としてその支配を支えてきたシュタージは、政敵の排除に力を振ったばかりでなく、とくに体制の権力基盤が確立した1960年代以降、東ドイツ市民の監視、教化や操作に活動の重点を移し、多数の非公式協力

者 (Inoffizielle Mitarbeiter) を動員した監視システムを築いた。

シュタージを抑圧的な体制の支柱と見なしていた東ドイツの体制反対派や市民は、1989年から1990年にかけての政治変革に際して、シュタージの活動を記録した文書を保全し、公開することを強く求めた。その結果、統一後の1991年12月にシュタージ文書法が制定され、シュタージが収集した個人情報の本人による確認、ジャーナリズム、学術研究、シュタージが行った不法行為の刑事訴追、重要な職務に就く人物の経歴審査などのために文書を利用できるようになった。シュタージ文書を管理する連邦受託官 (Der Bundesbeauftragte für die Unterlagen des Staatssicherheitsdienstes der ehemaligen Deutschen Demokratischen Republik: BStU) に就任し、新設されたシュタージ文書庁を統括したのは、東ドイツのプロテスタント教会の牧師で反体制派の活動家であったヨアヒム・ガウク (Joachim Gauck) である。ガウクは後に連邦大統領も務めた。

シュタージの歴史の検証に見られる大きな特徴は、シュタージが当人に関して行っていた監視活動について確認することを目的として、一般市民にも文書を開示したことである。反響は大きく、2019年末現在で文書の閲覧や情報提供のために市民から寄せられた申請は、約331万件 (2019年は約5万6500件) にのぼる。<sup>2</sup> 文書の閲覧によって、家族や友人などの身近な人びとが自分をスパイしていた事実を突きつけられる場合もあり、またシュタージの迫害を受けた被害者にとっては、閲覧は過酷な記憶を追体験することを意味した。けれども、SED 体制下で自分の身に何が起きていたかを知ることは、人びとが長年抱えてきた不信や疑念から解放され、自身の人生を取り戻す契機となった。

第二に、東ドイツの体制犯罪の訴追については、統一以降2007年2月までにおよそ10万人に対し、約7万5000件の捜査手続が実施され、延べ1737人が起訴された。<sup>3</sup> そのうち753名が有罪判決を受けている。有罪判決の内訳では、ベルリンの壁並びに東西ドイツ国境での暴力が約37%、法の

歪曲が24%と2つのカテゴリーで6割以上を占め、次いで選挙結果の偽造が約13%、シュタージ犯罪が約9%となっている。代表的な事例として、西側に逃れようとした市民を射殺ないし負傷させた国境警備兵に対する裁判や、壁と国境の監視体制に責任を負う国家の指導層を被告とする裁判が開かれた。

第三に、SED独裁の被害者の復権・補償については、1992年に刑法上、94年に行政法上および職業上の復権に関する法律が制定された。その主な内容を見てみると、まず刑法上の復権については、占領期を含めて東ドイツの裁判所が下した刑事判決のうち、裁判所が法治国家に反すると判断したものを破棄し、被害者の名誉回復を図ることが定められた。第二に、行政法上の復権については、東側占領地区および東ドイツの諸官庁による行政措置のうち、法治国家の原則に根本的に反するものが破棄され、それが原因となって今日まで続く健康被害や資産の侵害、職業上の不利益に関する補償や返還が実施された。第三に、職業上の復権では、政治的迫害として行われた、職業や職業教育への侵害についての復権や補償が図られた。

2016年末までに刑法上の復権について21万6335件、行政法上の復権については4万1613件、職業上の復権については13万732件の申請が行われた。<sup>4</sup> 連邦と諸州は、2016年末までに刑法上の復権法に基づく被害者の損害補償と支援に約21億4437万ユーロ、職業上の復権法に基づく職業教育支援と年金補填に約5747万ユーロを支出している。<sup>5</sup>

第四に、SED支配の過去との取り組みは、統一後に飛躍的に進展した東ドイツ研究に支えられてきた。東ドイツの国家機関や政党・大衆組織の文書が幅広く公開されたことにも促されて、東ドイツ史研究はとりわけ1990年代前半にブームとも言うべき活況を呈し、その後も豊富な研究成果が蓄積されてきた。

統一後の東ドイツ史の検証に見られる特徴は、大学や研究所に加えて博物館や記念施設(Gedenkstätte)、被害者団体、市民運動グループなど、多彩な機関が担い手となっている点にある。「社会的検証(die gesellschaftliche Aufarbeitung)」と総称されるそれらの機関の活動は、東ドイツ史の究明、保存、啓発に貢献している。

なかでも連邦議会が1992～94年、1995～98年の二度にわたって設置した調査委員会は、東ドイツをめぐる多様なテーマについて公開・非公開の場での証言者や専門家のヒアリング、鑑定書の収集などを実施し、それらを編集した32巻、2万9000頁に及ぶ叢書が刊行されている。<sup>6</sup> また、第二次委員会の勧告に基づいて、一九九八年に「SED独裁検証のための連邦基金(Bundesstiftung zur Aufarbeitung der SED-Diktatur)」が設立され、東ドイツをテーマとする研究の助成、シンポジウムや会合の開催、SED支配の被害者の支援などの活動を行っている。

## 2. 東ドイツ独裁の検証の特徴と問題点 — ナチ支配の「過去の克服」との比較

それでは、このような東ドイツ独裁の検証は、どのような特徴をもち、いかなる問題をはらんでいるだろうか。ナチ支配の「過去の克服」と比較しながら見ていきたい。

第一に、過去との取り組みの主体とそれを取り巻く政治環境に着目すると、ナチ・ドイツの場合は、ヒトラーが体制終盤まで国民からの支持を保ち、第二次世界大戦の敗北によってはじめて終焉を迎えた。これに対して、東ドイツの独裁体制はソ連の後ろ盾に依存し、市民からの支持は希薄だった。1989年から翌90年にかけての体制崩壊では、ソ連のゴルバチョフ政権がブレジネフ・ドクトリンを放棄し、ソ連および東欧諸国全体で政治変革が進行していたことがその前提となった。しかし同時に、反体制活動家や市民が行ったデモと大量出国の波として表れた、体制改革を求める東ドイツ国内からの動きも、SED独裁の瓦解に重要な役割を果たした。SED支配の検証も東ドイツ市民の要請を受けて体制末期に着手されており、独裁からの「自己解放」や「自己浄化」の機運は、「第二の過去の克服」の方が高かったと言えるだろう。

しかし、統一後は過去との取り組みの主導権は西ドイツ側に移る。シュタージ文書受託官のガウクや連邦議会調査委員会議長のライナー・エッペルマン(Rainer Eppelmann)をはじめ、いく人かの東の反体制活動家は統一後も重要な役割を担った。けれども、多くの東ドイツ市民は過去の検証に主体的に参加する状況にはなく、一部には西側に裁かれているという意識も生じた。東ドイツ市民の不満は彼らが公的な歴史認識から距離を置き、オスタルギーと呼ばれる東ドイツへの後ろ向きの郷愁に退避する一因にもなってきた。

第二に、ナチ・ドイツと東ドイツの支配体制とイデオロギー、その下で行われた抑圧や暴力の性格など、検証の対象となる過去の事象に違いがある。ナチ・ドイツが第二次世界大戦やホロコーストを引き起こしたのに対して、東ドイツは侵略戦争や大量殺戮を行ったことはなく、体制への反対派や「異分子」と見なされた人びとに対する迫害の規模や程度も、ナチの暴力犯罪と比較すればはるかに小さかった。そのためナチ体制下の暴力が比類のない特別な犯罪と位置付けられているのに対して、SED支配下の不法は中程度の犯罪と捉えられており、統一後の体制犯罪の訴追や被害者に対する補償にもそうした認識が反映されている。

しかしながら、社会の隅々まで張り巡らされたシュタージの監視網による「静かなテロ」(der leise Terror)がもたらした人間性の抑圧や破壊は、迫害の被害者の苦悩やトラウマを生んだばかりでなく、周囲の人間に対する不信、言動の自己規制など、多くの人びとの行動様式やメンタリ

ティにも影響を及ぼした。また、ベルリンの壁の建設による市民の囲い込みや西側との交流の遮断も特異な政策であり、このような自由や人間性の抑圧が長期にわたって続いたことが及ぼした作用やそこからの精神的な解放の過程を追究することが課題となっている。

一方、イデオロギーについては、人種主義や民族至上主義、人間の尊厳や平和の蹂躪などナチズムを特徴づけた要素は、戦後ドイツ社会で否定的に捉えられ、それへの反省や反対の上に連邦共和国を支える民主的規範が成り立つと見なされてきた。これとは異なり、社会的平等や人間の解放など東ドイツが標榜した理念やその下で維持された社会福祉制度についての評価はより複雑で、少なからぬ旧東ドイツ市民が東ドイツを「不法国家」として全否定することに留保を示す要因にもなっている。

第三に、「過去の克服」のプロセスにも大きな違いがある。ナチ時代の過去との取り組みは、連合国の主導下で非ナチ化や戦犯裁判が実施された占領期、元ナチの社会への再統合と反ナチ的規範の形成の両側面に配慮したアデナウアー期の「過去政策 (Vergangenheitspolitik)」<sup>7</sup>、一九六〇年代以降の過去との取り組みの活性化や主流化といった変遷を辿り、「学習過程」とも称される。<sup>8</sup> これに対してSED支配との取り組みは、ナチズムの「過去の克服」を参考にしながら、比較的短期間に実施されてきた。

ナチ時代の「過去の克服」の経験を踏まえて、その欠陥や問題点を修正できた面もあったが、両者に通底する問題もある。とりわけ、多くのSED指導層やシュターゲ幹部が法的、政治的な責任の追及を免れたのに対して、SED体制による迫害の被害者が困難な状況に置かれ、補償も不十分であることは、ナチズムの被害者が戦後社会のなかで周縁化された状況と類似している。それに加えて、司法を通じた独裁体制下の不法の検証の限界も改めて浮き彫りになった。

東ドイツの過去の検証のもうひとつの特徴は、東西ドイツの内的統一プロセスと並行していることである。東西ドイツ地域の市民の東ドイツをめぐる記憶の分断は、統一後、西の政治経済システムが東へ移入され、東の市民の間に西によって「植民地化」されているという意識や自らを「二級市民」と見なす感情が広がったこと、東西間に経済格差が存在していることにも起因している。このような状況は、東西ドイツ地域の格差の縮小や統一後に生まれた若い世代の成長によって変化していく可能性がある。他方で、青少年に分断期の歴史に関する知識が不足していることが指摘され、彼らへの歴史教育も課題となっている。

第四に、ナチ・ドイツが行ったホロコーストや暴力犯罪は比類のない出来事と捉えられ、ナチズムの「過去の克服」ももっぱらドイツ特有の問題と見なされてきた。しかしSED支配の過去の検証には、ナチの「過去の克服」と

いう先例が存在した。それに加えて、共産主義体制が崩壊した旧ソ連・東欧諸国や、冷戦終結後に大規模な虐殺や人権侵害が発生した旧ユーゴスラヴィアやルワンダなど、他の欧州諸国や世界各地でも類似の課題が生じたことから、独裁や国家的暴力などの負の歴史との取り組みやその後の社会再建という、より普遍的な視点から捉えられている。

第五に、東ドイツの過去との取り組みは、ドイツ史をめぐる認識やパースペクティブにも変化を及ぼした。統一後のドイツでは、東ドイツの深刻な経済破綻や環境汚染、監視社会の実態などが明るみに出され、東ドイツの暗いイメージが強まった。分断期に関する歴史記述では、東西ドイツを別個に扱うものが多く、両者を西の成功史と東の失敗史として対比的に捉える見方も広まった。他方で、より長期的な観点に立つ叙述では、ドイツの近現代史を西欧へ帰着するプロセスとして捉え、東西ドイツの統一をドイツの「特有の道」の終わりとする見解が示されている。こうした傾向に対しては、東西ドイツ史の連関や相互的影響、東西双方への批判的視点、歴史発展の未決性を考慮した歴史記述が必要であると指摘されている。

### 3. ドイツ・ヨーロッパの政治状況の変化と「過去の克服」の行方

冷戦が終結した1990年代以降、国内外の政治状況が大きく変動するなかで、統一ドイツにおける負の歴史との取り組みは新たな課題に直面してきた。

第一に、ナチ時代の「過去の克服」に関して、積み残された問題への対応、とくに旧ソ連・東欧諸国の出身者が多数を占める強制労働被害者への補償が急務となった。

第二に、東西ドイツの異なる体制下で行われてきたナチの過去との取り組みを統合する必要が生じた。<sup>9</sup>

第三に、第二次世界大戦下でドイツ人が受けた被害、とくに終戦前後の東欧地域からのドイツ系住民の「追放」や連合国の空襲による被害の認知を求める声が高まった。

第四に、世代交代や社会の多文化化が進むなか、ナチ支配を経験していない青少年や多様な文化的、歴史的背景をもつ市民—そこにはホロコーストと直接の関わりをもたない国・地域出身の人びとも含まれる—に向けた適切な歴史教育や歴史展示のあり方が模索されるようになった。とくに第二次世界大戦の終戦から75年をへたナチ支配については、直接の体験世代がいなくなる時代を迎えようとしている。それに伴って、ナチ時代に関する歴史研究や歴史教育、公的な場での追悼式典、記念碑・記念施設の整備が比重を増し、「過去の克服」とともに「想起の文化」という概念が多く用いられるようになった。

第五に、本稿で述べてきたように、ナチ時代の過去の検証に加えて旧東ドイツの独裁体制の検証も着手された。また、欧州各国で自国のホロコーストへの加担やナチ・ドイ

ツに対する戦時協力に光が当てられ、国際社会でも様々な独裁やジェノサイド、その後の社会再建の比較研究が盛んになるなど、負の歴史との取り組みのヨーロッパ化やグローバル化が進んだ。

統一後のドイツは、こうした新たな課題にも対応しつつ、ナチ独裁と SED 支配という二つの負の歴史の検証を進めてきた。しかし、近年のドイツおよびヨーロッパでは、経済的な格差の拡大や多数の移民・難民の流入などを背景とした右傾化が進み、反イスラム主義が高まるとともに、反ユダヤ主義、人種主義や過激なナショナリズムが再び勢いを増している。こうした潮流は負の過去との取り組みにも影を落としており、ドイツではナチ時代の出来事を矮小化し、自国の歴史の批判的検証を否定する言説が、政治の主流の一角を占めるようになってきている。2017年秋の連邦議会選挙で第3党に躍進した新興右派政党「ドイツのための選択肢」(AfD) のガウラント (Alexander Gauland) 名誉党首は、同党の党首兼連邦議会議員団長であった2018年6月にゼーバッハで開催された同党青年組織の全国大会における演説で、「ヒトラーとナチスは、1000年をこえる成功に満ちたドイツ史における鳥の糞にすぎない」と言い放ち、強い批判や憤りと呼んだ。<sup>10</sup> また、同じく AfD のテューリンゲン州代表ビョルン・ヘッケ (Björn Höcke) は、2017年1月にドレスデンで同党の青年組織を前にして行った演説で、ベルリン中心部にあるホロコースト記念碑を「恥辱のモニュメント (ein Denkmal der Schande)」と非難し、「想起政策の180度の転換」が必要だと主張した。<sup>11</sup>

社会の変化は思想や言論の領域にとどまらず、現実の暴力事件としても表出している。ドイツでは近年、移民や難民、ユダヤ系市民が極右主義者などによる暴力の標的になる事件が増えている。2019年6月には、キリスト教民主同盟 (CDU) の政治家でメルケル政権の寛容な難民政策を支持していたカッセル行政区長ヴァルター・リュブケ (Walter Lübcke) が極右主義者に射殺された。<sup>12</sup> また同年10月には、ドイツ東部のハレで同じく極右思想に傾倒していた人物がユダヤ教のシナゴグを襲撃する事件が起きた。ユダヤ教の祭日ヨム・キプルの礼拝で数十人のユダヤ教徒が集っていたシナゴグへの侵入に失敗した犯人は、現場に行き合わせた通行人の女性1名と付近のケバブ店にいた男性1名を射殺した。<sup>13</sup>

暴力行為の多発は統計にも表れている。ここでは反ユダヤ主義に焦点を絞るが、ドイツでは2018年に1799件の反ユダヤ主義的犯罪が発生し、前年と比して19.6%増加している。<sup>14</sup> ユダヤ人に対する69件の暴力事件で40人以上が負傷し、そのうち49件が極右主義的な動機によるものであった。ユダヤ人墓地を荒らす犯罪も27件起きている。憂慮すべきことに、こうした数字は氷山の一角にすぎず、ドイツ社会では「日常的反ユダヤ主義」が広がっていると指摘さ

れている。<sup>15</sup> ハレの襲撃事件は特異な事例ではなく、ユダヤ系の人びとが日々の生活で感じていた近年の反ユダヤ主義の高まりが新たなレベルに達した出来事と受けとめられている。<sup>16</sup>

他方で、隣国間の和解や関係改善、国際教科書対話やホロコーストへの各国の関与の究明などに努めてきた欧州諸国でも従来とは異なる動きが見られる。例えばギリシアやポーランドは、第二次世界大戦中にナチ・ドイツから受けた被害に対して巨額の賠償を求める姿勢を示している。<sup>17</sup> 右派政党「法と正義」が主導する政権の下で右傾化が進むポーランドでは、2018年2月、ホロコーストにポーランドが加担したと述べる言説を処罰する法律が制定された。イスラエルや米国をはじめとする国際社会からの批判を受けて、ポーランド議会は同年6月に改正案を可決し、違反者に対する刑罰から禁固刑が除外されるなど、同法の内容は緩和された。しかし、民事上の措置が取られる可能性は残っており、こうした法律が言論や学問の自由を損ない、ホロコーストの実態究明を阻害する作用を及ぼすことが懸念されている。<sup>18</sup>

第二次世界大戦後のドイツ社会では、ナチ時代の「過去の克服」をめぐる、もうそろそろ「終止符」を打つべきだとする声が常に聞かれた。そうしたなかでもとくに1960年代以降、批判的な過去の検証が定着してきたのは、「過去の克服」が差別や人権侵害に敏感な政治文化を育み、近隣諸国や国際社会との和解や信頼回復を促し、ドイツ社会全体にとっても有益だという認識が広まってきたからだと考えられる。ドイツおよびヨーロッパの政治状況が変容するなかで、東ドイツ独裁も含めた負の歴史との批判的な取り組みが、今後も民主主義を支え、排外主義や過激なナショナリズムを抑止する営為として機能し続けることができるかが試されていると言えるだろう。

<sup>1</sup> 本稿は、2019年11月16日に東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センターで開催されたシンポジウム「ベルリンの壁崩壊30年—変わりゆくドイツの現在」で報告した際のものである。より詳細な内容や参考資料については、以下を参照。福永美和子「統一ドイツにおける東ドイツ独裁の過去の検証」、石田勇治・福永美和子編『現代ドイツへの視座—歴史学的アプローチ第1巻：想起の文化とグローバル市民社会』、勉誠出版、2016年、第4章。

<sup>2</sup> シュタージ文書庁 (BStU) のウェブサイト参照。https://www.bstu.de/ueber-uns/bstu-in-zahlen/ (最終閲覧日：2020.3.28)。

<sup>3</sup> 福永、前掲論文、63頁。

<sup>4</sup> 後述の「SED独裁検証のための連邦基金」のウェブサイト参照。https://www.bundesstiftung-aufarbeitung.de/de/erinnern/opfer-und-betroffene/juristische-aufarbeitung/rehabilitierungsgesetze (最終閲覧日：2020.3.28)。

<sup>5</sup> Deutscher Bundestag 18. Wahlperiode, Drucksache 18/13332, S. 9.

<sup>6</sup> 以下を参照。https://enquete-online.de/ (最終閲覧日：2020.7.22)

<sup>7</sup> Norbert Frei, *Vergangenheitspolitik. Die Anfänge der Bundesrepublik und die NS-Vergangenheit*, München, 1996.

<sup>8</sup> 以下を参照。ノルベルト・フライ「持続する学習プロセス—一九四五年から今日までのドイツの想起政策」、佐藤健生・ノルベルト・フライ編『過ぎ去らぬ過去との取り組み 日本とドイツ』、岩波書店、2011年、95-114頁。

<sup>9</sup> 一例として、ブーヘンヴァルト強制収容所の跡地につくられた記念施設（ブーヘンヴァルト記念の地）の再編をめぐる問題を参照。福永美和子「東ドイツの想起政策と統一後の変容—ブーヘンヴァルト強制収容所をめぐる」、石田・福永編『想起の文化とグローバル市民社会』、第3章。

<sup>10</sup> Vgl. „Gauland: Hitler nur „Vogelschiss“ in deutscher Geschichte“, 2.6.2018, in: *Frankfurter Allgemeine Zeitung. FAZ.NET*, <https://www.faz.net/aktuell/politik/inland/gauland-hitler-nur-vogelschiss-in-deutscher-geschichte-15619502.html> (最終閲覧日: 2020.5.31); „Verteidigung der Erinnerungspolitik“, 5.6.2018, in: *Süddeutsche Zeitung*, <http://www.sueddeutsche.de/muenchen/dachau/gauland-rede-verteidigung-der-erinnerungspolitik-1.4003375> (最終閲覧日: 2020.3.28).

<sup>11</sup> „Björn Höcke in Dresden“, 18.1.2017, in: *SPIEGEL ONLINE*, <http://www.spiegel.de/netzwelt/web/bjoern-hoecke-rede-offenbart-gesinnungskolumne-von-sascha-lobo-a-1130551-druck.html> (最終閲覧日: 2018.5.3).

<sup>12</sup> „Ein Geständnis, viele offene Fragen“, 26.6.2019, in: *ZEIT ONLINE*, <https://www.zeit.de/politik/deutschland/2019-06/fall-walter-luebcke-rechtsextremismus-combat18-nsu-ermittlungsstand/komplettansicht> (最終閲覧日: 2020.3.28)。逮捕されたのは二人の被疑者で、このうち主犯と見られるStephan E.は、2016年1月にイラク出身の難民の男性がナイフで刺されて重傷を負った事件でも取り調べられている。„Stephan E. soll wegen weiterer Gewalttat angeklagt werden“, 24.3.2020, in: *ZEIT ONLINE*, [\[bundesanwaltschaft\]\(#\) \(最終閲覧日: 2020.3.28\).](https://www.zeit.de/gesellschaft/zeitgeschehen/2020-03/mordfall-walter-luebcke-stephan-e-tatverdacht-</a></p>
</div>
<div data-bbox=)

<sup>13</sup> *Der Spiegel*, Nr. 42 / 12.10.2019, S. 12-17.

<sup>14</sup> Ebenda, S. 19f.

<sup>15</sup> Ebenda, S. 19.

<sup>16</sup> 2018年にEU12カ国のユダヤ系市民を対象として実施された調査によると、ドイツでは52%の回答者が、過去5年間に脅迫電話、ストーキング、言葉やジェスチャーによる威嚇、ソーシャルメディアでの攻撃等の反ユダヤ主義的な侵害行為を経験したと答えている。Ebenda, S. 18-22.

<sup>17</sup> Vgl. z. B. „Entschädigungsforderungen auch aus Polen“, 18.4.2019, in: *ZEIT ONLINE*, <https://www.zeit.de/politik/ausland/2019-04/reparationen-polen-zweiter-weltkrieg-forderungen-deutschland-entschaedigung> (最終閲覧日: 2020.3.28)。ギリシア議会は2019年4月、ドイツに第二次世界大戦下の犯罪や戦争被害に対する賠償を要求することを決定した。同議会の委員会は2016年、占領下でドイツ国防軍が働いた銀行やギリシアの国立銀行が課された強制国債等を根拠として、賠償額を約3000億ユーロと算定している。ポーランドでも2017年以降、とくに右派の政治家が8000億ユーロにのぼる賠償を求めており、ギリシア議会が対独賠償要求を可決した2019年4月には、ムラルチク（Arkadiusz Mularczyk）賠償担当委員がツイッターでポーランド議会も同様の方策を取るよう促した。こうした動きに対してドイツ政府は、ナチ時代の出来事に対する歴史的責任は認めるものの、賠償問題は法的、政治的に解決済みとの立場を維持している。

<sup>18</sup> Vgl. „Polnisches Gesetz zu Holocaust-Aussagen tritt in Kraft“, 1.3.2018, in: *ZEIT ONLINE*, <https://www.zeit.de/gesellschaft/zeitgeschehen/2018-03/polen-vernichtungslager-holocaust-gesetz-inkraft> (最終閲覧日: 2020.3.28); „Polnische Regierung entschärft umstrittenes Holocaust-Gesetz“, 27.6.2018, in: *ZEIT ONLINE*, <https://www.zeit.de/politik/ausland/2018-06/polen-entschaerfung-holocaust-gesetz-mateusz-morawiecki> (最終閲覧日: 2020.3.28).